

令和2年横瀬町農業委員会第1回総会議事録

1. 開催日時 令和2年1月27日(月) 午前10時から10時16分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(10人)

会長 2番 町田恒夫

会長職務代理者 7番 富田哲夫

農業委員 1番 加藤虎三

3番 町田幸広

4番 町田多

5番 佐野貞行

6番 小室寿徳

8番 小泉茂樹

9番 若林想一郎

10番 武藤量司

農地利用最適化推進委員 第1 平沼敏明

第2 荒船敏明

4. 欠席委員

農地利用最適化推進委員 第3 石黒夢積

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定申出
に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 赤岩利行

書記 町田勝一

小俣敏孝

7. 会議の概要

議長 改めまして、皆さん、こんにちは。本日は、委員全員の方へ出席をいただいております。

なお、石黒夢積農地利用最適化推進委員さんから体調不良のため欠席の連絡をいただいております。

会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第1回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例によりまして議長よりご指名を申し上げますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長より指名を申し上げます。

6番、小室寿徳委員、7番、富田哲夫委員のご両名をお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第1号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定申出に関する件です。

会期は本日1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3、議案第1号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定申出に関する件を議題といたします。

議案第1号について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号の説明の前に、まずは別段の面積についてご説明いたします。

農地を耕作目的で売買、贈与、貸借等する場合、農業委員会において農地法第3条の許可条件を全て満たしているか審議していただきますが、その条件の1つに農地の権利取得後の経営面積が、原則として都府県では50アール、北海道では2ヘクタール以上になることという法第3条第2項第5号の規定があります。

これは一般に下限面積制限といわれ、国土が狭い我が国で、限りある農地の有効活用を図るため、零細規模の経営体が発生するのを抑制し、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対して農地の利用を集積させようとい

う趣旨から制限されたものです。

この下限面積は、平成21年12月15日施行の改正農地法により、地域の平均的な経営規模が小さく地域の実情に合わない場合や、新たに新規就農等を促進しなければ農地の保全・有効利用が図られないと判断される場合は、農林水産省令で定めた基準を満たす範囲で、農業委員会の判断で下限面積を引き下げることができるようになりましたが、これが別段の面積です。

具体的には、農地法施行規則第17条第1項で、自然的、経済的条件から見て営農条件がおおむね同一と認められる地域ごとに区域を設定すること。第2項で耕作意欲のある者の参入、いわゆる新規就農を促し、遊休農地の解消及び発生の未然防止に資するため、農地1筆ごとに区域を設定する基準が定められています。

横瀬町農業委員会では、平成30年7月25日開催の総会において、規則第17条第1項の区域は、芦ヶ久保も含め横瀬町全域として、別段の面積は30アール。第2項については、設定の申出書に基づき農業委員会で審議のうえ区域設定し、別段の面積は最小で1アールとすることと定めております。

では、議案第1号の説明をさせていただきます。議案第1号の申出農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。

台帳地目は畑、現況は茶畑で、面積は2,554平方メートルです。申出人は、議案書にございますとおり、横瀬町在住の方です。申出理由は、高齢により将来的に遊休農地になるおそれがあるためとのことです。

1枚めくっていただき、案内図1で場所についてご説明いたします。申出地の場所は、この地図の中ほどの赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、宇根八坂神社から南南西、武甲山方面に約500メートルのところ申出地になります。この農地、茶畑ですが、しばらくの間放置されていたものを横瀬町の地域おこし協力隊員の方が、その活動の一環として再生し、現在では収穫した茶葉から緑茶や紅茶の製造を行っているところです。

今年3月末をもって、地域おこし協力隊員の方が任期満了を迎えるに当たり、4月以降も横瀬に在住し、今回の申出農地を貸借のうえ活用し、営農したい意思があるとのことから、今回の申出に至ったものでございます。

委員の皆様には、農地法施行規則第17条第2項を適用し、今回の申出地を区域として設定し、別段の面積を1アールとするか否かを審議していただくものです。

なお、仮に適用の議決を受けた場合、その後の手続として、農地法第3条の申請をしていただき、下限面積以外の全ての許可条件を満たしているか審議していただくことが必要となります。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了いたします。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の荒船推進委員さん、よろしくお願ひします。

荒船推進委員 まず、所見を述べさせていただく前に、この案件については先ほど事務局から説明があったように、平成30年からのことなので、本来だったら私たちが新規農業委員になったときに、こういったことが請求されたのでというふうな説明があれば、この案件もスムーズに行ったかと思うのですが、私、これ書類見たときに下限面積が変わったということは理解していたのですが、これほどまでに詳しいことについては添付されているものを読み解くのは大変苦勞しました。そういったことを踏まえて、これから所見を述べさせていただきます。

ただいま上程されました議案第1号について、担当推進委員として、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定の申出について、申出書並びに添付書類を精査し、去る22日水曜日、13時から小室農業委員と同行し、現地調査を行いましたので、所見を述べさせていただきます。

本案件の申請地は、上宇根センターの南西に位置する山沿いの茶畑で、その面積が2,554平米、約2反6畝を平成30年7月の農業委員会の総会において決議された農地法施行規則に定める下限面積の取り扱い規定を活用して面積区域を設定する申出で、事由として高齢で茶畑として維持していくことが大変で、将来的に遊休農地になるおそれがあるとのことから、現在では耕作放棄地を解消すべく多くの人の手をかりて維持している状況であることが、申請者宅に赴き申請者と近くに居住する長女に、申請に至るまでの実情を伺うことができましたし、下限面積の取り扱い条件を満たしているので、区域設定後においても問題を残すことがないと考えられます。

今回上程されました案件は、下限面積見直し後の初めての議案かと思いますが、委員皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の6番、小室委員、お願いいたします。

小室委員 先日、荒船推進委員さんと現地のほうを確認しに行きました。申出の場所ですけれども、以前から地主さんより、高齢のため作業ができないので、借り手がいないかと相談を受けていた場所でした。なかなか借り手も見つからず、農業委員会のほうでも再生させた場所でもあります。その場所を引き継いでやっていただけるということは、とてもよいことだと思いますので、皆さん、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 長 ご苦労さまです。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時09分

再 開 午前10時14分

議長 長 それでは、再開いたします。

ここで質疑に移ります。何かございますか。

〔なし〕

議長 長 質疑なしと認めます。

お諮りします。上程中の議案第1号につきまして、農地法施行規則第17条第2項を適用し、区域を設定することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議長 長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第1号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積区域設定申出に関する件につきましては、申出のあった農地を1つの区域と設定し、別段の面積を1アールとすることに決定いたしました。ありがとうございました。

ここで、会議録の字句の整理についてお諮りいたします。

会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕

議長 長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理させていただきます。

本日、委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

(午前10時16分)